**農地法３条申請（一般法人：解除条件付）　添付書類一覧表 兼 チェック表**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 必　　要　　書　　類 | | 部数 | | 備　　考 | チェック |
| 市 | 返 |
| １ | 申請書  ※別紙「Ⅱ 使用貸借又は賃貸借に限る申請での追加記載事項」を含む | | 原 | 原 | 2部ともに押印・割印･捨印。当事者及び代理人の連絡先を記入 |  |
| ２ | 委任状 | | 原 | 写 | 本人申請の場合は不要（補正事項等は、本人に連絡します。） | 有・無  不要 |
| ３ | 申請地の登記簿謄本（全部事項証明書） | | 原 | － | 法務局発行（3か月以内）  登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を登記事項証明書の代わりに添付すれば、登記事項証明書の添付を省略可 | 有・無 |
| ４ | 申請地の案内図（１/2,500程度） | | １ | １ | 道に不案内な者が現場へ行けるように目印なども記入 | 有・無 |
| ５ | 公図（法務局発行）　※コピー可 | | １ | １ | 公道に接していない場合は、隣地の地目と所有者を記入 | 有・無 |
| ６ | 営農計画書（申請農地分・現経営農地分） | | 原 | 写 | 指定様式  新規就農の場合は、現経営農地分は不要 | 有・無 |
| ７ | 農地基本台帳（譲受人のもの） | | 原 | － | 新規就農の場合は不要。住所地の農業委員会発行。必ず申請書の内容と整合していることを確認 | 有・無 |
| ８ | 法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | | 原 | － | 法務局発行（３か月以内） | 有・無 |
| ９ | 法人の定款 | | 写 | － | 原本証明必要 | 有・無 |
| 10 | 契約書の写し（解除条件の付されたもの） | | 写 | － | 参考様式あり。収入印紙必要 |  |
| 11 | 譲受人の本店・支店が市内にない場合 | 申請地への通作経路図 | １ | － | 別添の案内図に記入でも可 | 有・無  不要 |
| 現経営農地の案内図及び 通作経路図 | １ | － |  | 有・無  不要 |
| 12 | 申請地への通行に際して申請者以外の私有地を通る場合 | 通行同意書 | 原 | － | 任意様式（押印必要）  案内図・公図に通路を記載 | 有・無  不要 |
| 13 | 農機具を借りて耕作する場合 | 農機具貸人同意書 | 原 | － | 任意様式（押印必要） | 有・無  不要 |
| 14 | 申請地に第三者の使用収益権が設定されている場合 | 事前に抹消する又は  抹消同意書 | 原 | － | 任意様式（押印必要）  （抵当権の場合は不要） | 有・無  不要 |
| 15 | 登記簿謄本に記載された所有者住所が現住所と異なる場合 | 土地所有者の住民票の写し | 原 | － | 許可申請時現在のもの  （住所の繋がりが分かること） | 有・無  不要 |
| 16 | 土地登記簿に記載された所有者が死亡している場合 | 被相続人の除籍謄本及び改製原戸籍謄本並びに相続人の戸籍謄本及び住民票の写し（これらに代えて法定相続情報一覧図の写しでもよい。）、遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等 | 原 |  | 必ず事前に事務局へ相談のこと  遺産分割協議書は、写し可（原本を確認します。） | 有・無  不要 |
| 17 | 譲受人が日本国籍ではない場合 | 譲受人（法人の場合役員等）の住民票の写し、在留カード、在留資格認定証明書、特別永住者証明書等 | 写 |  |  | 有・無  不要 |
| 18 | その他（必要に応じて） | |  |  |  |  |

**■受付日**　**業務日程（ホームページ・窓口）参照**

**■問合せ　豊田市農業委員会事務局（市役所西庁舎７階　０５６５－３４－６６３９）**